

# 受動喫煙防止対策に取り組んでいる施設の皆様へ

～ 受動喫煙のない快適な社会へ ～

## 「宮崎県認定禁煙施設」に取り組んでみませんか？

宮崎県では、受動喫煙防止対策に積極的に取り組み、法律上の義務(\*)を上回る対策を行っている優良な施設を認定しています。施設のクリーンなイメージアップのために申し込んでみませんか？



認証プレート

※2020年4月から改正された健康増進法が全面施行されました。  
2019年7月1日から学校や児童福祉施設、病院、行政機関の庁舎等は、**敷地内禁煙**、2020年4月1日から事務所や工場、ホテル、旅館、飲食店、**娯楽施設**、旅客運送船舶、鉄道等は、**原則屋内禁煙**となっています。

### ◎認定要件◎

#### 病院・学校

学校・児童福祉施設、病院・診療所  
行政機関の庁舎 等

#### 飲食店

#### オフィス・事業所など

事務所、工場、ホテル・旅館  
旅客運送事業船舶、鉄道などの施設

認 定 の 要 件 は ？

#### 全面禁煙 (敷地内すべて禁煙)

- ☑敷地内(建物を含む)がすべて禁煙であることを標示している
- ☑敷地内に灰皿をおいていない

#### 全面禁煙 (敷地内すべて禁煙)

- ☑敷地内(建物を含む)がすべて禁煙であることを標示している
- ☑敷地内に灰皿をおいていない

#### 全館禁煙 (施設内禁煙)

- ☑建物全体が禁煙であることを標示している
- ☑建物内に灰皿をおいていない
- ☑屋外喫煙場所を設置し、標示している

#### 店舗内禁煙 (テナント等)

- ☑店舗内が禁煙であることを標示している
- ☑店舗内に灰皿をおいていない



## ◎認定のメリット◎

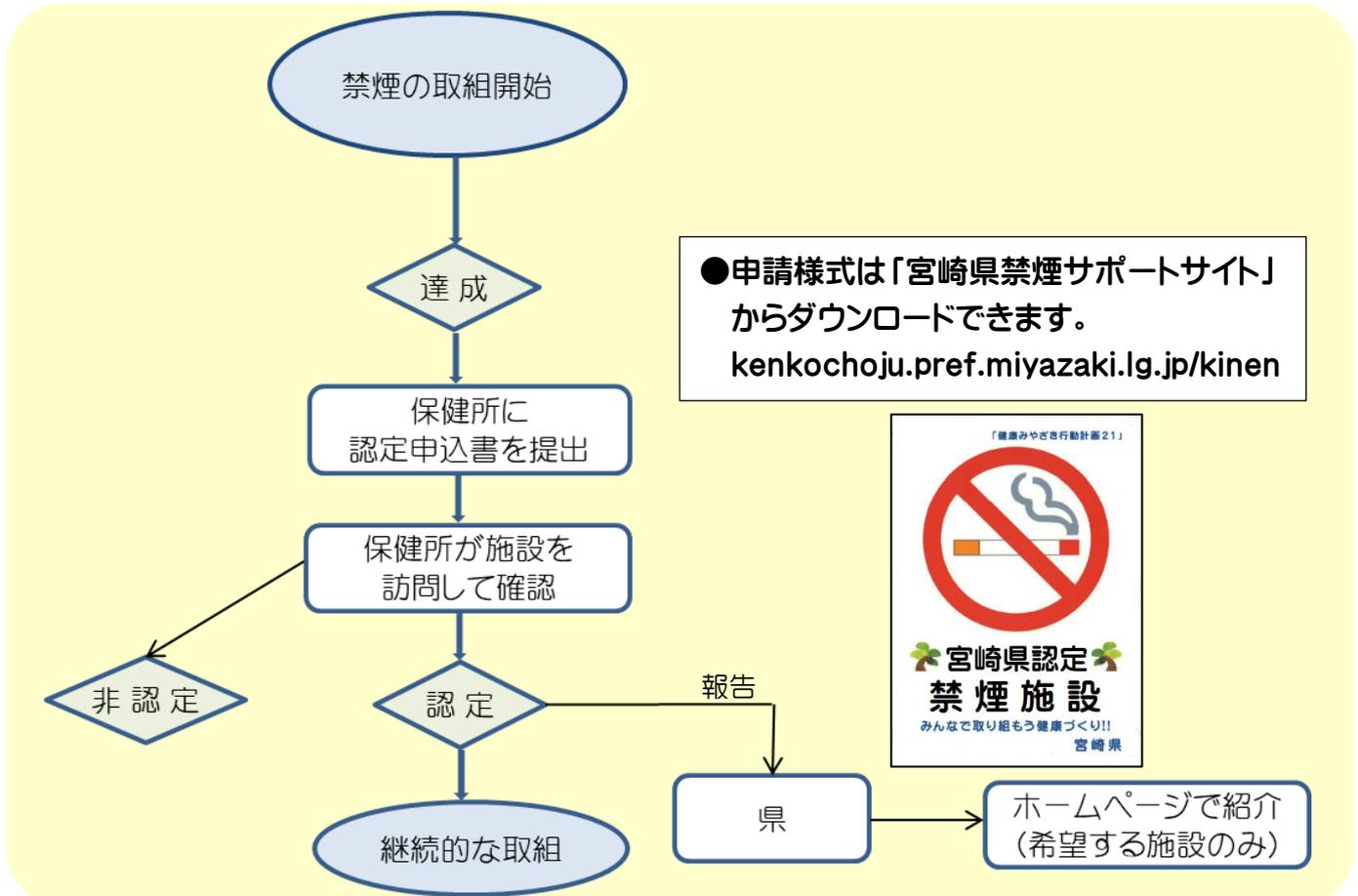
**安心して快適に過ごせる！**

子どもからお年寄りまで安心して施設を利用できます。

**健康経営につながる！**

利用者はもちろん、従業員の健康を守ることができます。

## ◎認定までの流れ◎



認定された施設には、  
管轄保健所長から**認定通知**とともに、**認証プレート**が交付されます。  
優良施設として県民に広く紹介したいため、**県ホームページ**で紹介しています。



受動喫煙防止対策に関する情報が掲載されています。取組の参考にぜひ御覧ください。QRコード→



- .....問合せ先.....
- |                     |                     |                      |
|---------------------|---------------------|----------------------|
| 中央保健所 ☎0985-28-2111 | 小林保健所 ☎0984-23-3118 | 延岡保健所 ☎0982-33-5373  |
| 日南保健所 ☎0987-23-3141 | 高鍋保健所 ☎0983-22-1330 | 高千穂保健所 ☎0982-72-2168 |
| 都城保健所 ☎0986-23-4504 | 日向保健所 ☎0982-52-5101 | 県健康増進課 ☎0985-26-7078 |

宮崎県